

二弁令和3年人第1105号
2021年（令和3年）8月23日

警察庁長官 松本光弘様

第二東京弁護士会
会長 神田安積

勸告書

当会は、当会人権擁護委員会の調査の結果、申立人A氏からの人権救済申立事件について、貴庁に対し、下記のとおり勸告します。

勸告の趣旨

警視庁玉川警察署の警察官が、少年に対して実施したDNA型鑑定資料の採取手続には人権侵害が認められる。よって、当会は、貴庁に対し、該当少年を特定のうえ、既に採取された少年のDNA型記録のデータを警視庁DNA型データベースから抹消・廃棄することを勸告する。

勸告の理由

1 認定した事実の概要

警視庁玉川警察署の警察官は中学3年生の生徒ら複数名に対し「潔白を晴らすためにDNA検査を受けて」などと言い、DNA採取をするよう求め、この結果、生徒1名が実際にDNAを採取された。

2 判断

DNA型情報が究極の統一的・総合的な個人情報であることに鑑みれば、DNA型鑑定資料の採取は、DNA型情報を把握することにより個人の意思に反してその私的領域への侵入を伴う強制処分であるから（最決昭和51年3月16日刑集30巻2号187頁、最大判平成29年3月15日刑集71巻3号13頁参照）、DNA型鑑

定資料の採取は原則として令状によるべきであり、任意の採取は、採取の必要性が認められる場合に、被採取者に対し、採取の意味、利用・保存方法などの説明を書面により十分に行い、被採取者がDNA型鑑定資料採取の意味を十分に理解した上で、書面によりその承諾が得られた場合にのみ例外的に許されるというべきである。

本件において、相手方が本件少年に対しDNA採取に応じれば潔白を晴らすことができるなど申し述べる行為は、採取に応じさせるため甘言を弄する行為と評価でき、本件少年が上記DNA採取の意味を理解し承諾をしたとはいえない。

また、特に年少少年の事件及び軽微な事件はその必要性を慎重に判断することとされている（平成31年4月23日少年被疑者等の指紋等採取及び写真撮影について（通達））。

さらに、DNA型情報は遺伝情報であり究極の個人情報といえ、より一層必要性を慎重に判断すべき要請が働く。

本件は器物損壊被疑事案であり軽微な事件に分類されること、本件少年は被疑者ではなく参考人である可能性が高いことに鑑みれば、これらの点からも本件においてDNA採取を行う必要性は認められない。

よって、本件採取手続きは、採取の必要性がないのみならず、被採取者の承諾が得られていないため、令状主義に反し人権侵害が認められる。

以上